

第8期出雲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)へのご意見(パブリックコメント)一覧

意見番号	項目	小項目	項目番号	意見内容	市の考え方	該当頁
1	第3章 計画の基本的な考え方	2 具体的な行動目標	1	<p>(趣旨) 高齢者福祉計画においては、人口の減少が著しく、高齢化率が高い地域(以下「中山間地域等」という。)とそれ以外の地域とをわけ、中山間地域という切り口を入れた行動目標を作っていただきたい。</p> <p>(説明) 第1章1(2)出雲市の社会情勢において、出雲市の特徴は次のとおりとされ、「高齢者に対する支援策については、地域によって異なるニーズに応じた多様な方向性を念頭において進めていく必要がある。」とされております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特徴1 医療介護の資源は比較的豊富にあるが、地域によって偏在している。 ・特徴2 公共交通機関・生活関連資源・住民同士の助け合い意識等においても地域により異なる状況が見られる。 ・特徴3 生活における困りごととも地域によって様々である。 ・特徴4 外国人の高齢者が増加することが見込まれる。 <p>第3章1 計画の目標及び行動指針において、目標は「高齢者が住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活が継続できること」とされ、行動指針の1点目「高齢者の自立を支える」の中で「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、生活機能の自立を支援していくとともに…」とあります。</p> <p>そこで、計画において高齢者が自立して生活するための行動目標を設定する上で、中山間地域等においては、医療・介護資源、公共交通、買い物等の生活資源が乏しく、また、人口の減少や就労形態の変化で地域を支える人材が少なくなり、今後もこの傾向が続くと予想されるため、これらの資源が豊富な地域と同一の視点に立って行動計画を論ずることは無理があると思われます。具体的な行動目標は他の地域と分けて、中山間地域等の実情を加味した中山間地域等のものを設定していただきたいと思えます。</p>	<p>計画の目標及び行動指針は、地域に関わらず市全体に共通する目標及び行動指針として掲げているものです。</p> <p>一方、具体的な行動目標に掲げる各種事業については、概ね中学校区である日常生活圏域単位やコミュニティセンター単位など施策項目別に適した範囲を設定していることや、特に、地域ケア会議の活用では地域課題の把握と解決への取組推進に重点を置くこととしています。</p> <p>いただいたご意見は、市としてもそれら各種事業を実施していくにあたり重要な視点と考えており、ご意見を踏まえ、行動目標(1)の第1段落を「今後、地域包括ケアを深化させていくためには、地域の特性に応じたネットワークの構築と、地域の資源の状況も踏まえつつ地域課題を的確に把握し解決していく取組が重要になります。」のとおり下線部を加えます。</p>	P3 P28 P32
2	第5章 健康寿命の延伸・生きがいづくりの推進	1 健康づくり・介護予防の推進	1	<p>「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」の取組について 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」の取組を進めるにあたり、市で一括把握された、一人ひとりの医療データ、介護データ等の個人情報、医師会など市役所外へ提供することはもとより市役所内であっても閲覧し、使用することができる職員を特定するなど厳密に取り扱う仕組みを作っていただきたい。</p>	<p>市が保有する個人情報については、出雲市個人情報保護条例において、個人情報の適正管理、利用及び提供の制限等に関して必要な事項が定められています。</p> <p>さらに、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」については、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)により、その実施にあたり、市の基本方針を定めることとされており、本事業の個人情報の取扱いに関しては、庁内での情報連携や共有の方法等を定め、厳密な取扱いを行うこととなります。</p> <p>また、健康診査の結果、医療レセプト、介護データ及び「通いの場」での心身機能の評価結果や、健康状態のデータ等の個人情報をもとに、かかりつけ医等との連携が必要な際には、本人が直接、あるいは本人の承諾を得た上で、支援を担当する市の専門職が情報の提供をすることとなります。</p>	P45

意見番号	項目	小項目	項目番号	意見内容	市の考え方	該当頁
3	第5章 健康寿命の延伸・生きがいづくりの推進	2 在宅生活を支えるサービスの充実	1	<p>ア 高齢者福祉タクシー 中山間地域等の運転ができる者がいない高齢者世帯は、通院や生活用品の調達が困難になる世帯も多い。この世帯が利用する公共交通については、高齢者福祉の観点から取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>高齢者福祉タクシーは、高齢者ひとり暮らしの世帯に限らず、運転ができない世帯は複数の高齢者がいても状況は同じです。駅やバス停からの距離も問題ですが、利用できる公共交通の便数(週2回など)も大きく関係すると思われます。</p> <p>外出支援事業との整合性については、佐田地区と斐川地区では制度設計が違い、利便性もまったく違うので、同列に扱うことは無理だと思いますが、あえて排除することなく、両方の制度を利用できるようにしていただければと思います。</p> <p>また、適用除外要件として住民税非課税世帯がありますが、所得割が課税される世帯は別として均等割のみが課税される世帯と非課税世帯ではあまり差が無いように思われます。自治会費や固定資産税、テレビ視聴料その他生活する上での固定費は世帯人数が少ないほど負担割合が大きくなります。その点を加味していただければと思います。(この点、イ緊急通報装置設置補助、ウ高齢者日常生活用具給付も同じ)</p>	<p>高齢者福祉タクシーの対象は、ひとり暮らしの高齢者世帯だけではなく、70歳以上の高齢者のみの世帯も対象としており、自家用車を所有していないこと、自宅から最寄りのバス停まで500メートル以上の距離があること、住民税非課税であることなど一定の要件を設けたうえで、高齢者の外出支援を行っています。</p> <p>また、高齢者福祉タクシーと斐川地域の外出支援事業との兼ね合いについては、高齢者福祉タクシー事業開始の際に、佐田・多伎・斐川地域においては外出支援事業を選択されたものであります。</p> <p>なお、高齢者福祉タクシー事業については、計画中にも記載しておりますとおり、条件等について検討を行っていく考えです。</p>	P52
4	第7章 介護サービス基盤の整備	1 サービス種類別事業費の推計	1	<p>訪問入浴について ケアマネジャーのアンケートの中でも足りないと言う意見が多かったとお伺いいたしましたが、整備する予定はあるのでしょうか？出雲市は撤退する事業所が多く、利用者様からのニーズにこたえられない事があります。</p>	<p>本市が市内居宅介護支援事業所を対象に実施した「介護サービスの過不足状況調査(令和元年度)」において、市内で最も不足していると回答が多かったサービスが訪問入浴介護でした。</p> <p>近年、介護人材不足や経営的な理由により、全国的に訪問入浴介護事業所が減少しており、市内においても3事業所となっています。</p> <p>訪問入浴介護は、通所サービスの利用が困難な利用者の身体の清潔保持と心身機能の維持等を図るため、主に中重度者の在宅での生活を支える必要なサービスであり、市内においてもさらなる提供体制が求められています。</p> <p>本市としては、訪問入浴介護を含め市内で不足しているサービスへの事業所参入を促進するよう検討していきます。</p>	P74
5	第7章 介護サービス基盤の整備	2 介護サービスの基盤整備目標	1	<p>施設サービスについて 有料老人ホーム等の増加が見込まれるとの事で介護老人福祉施設は整備を行わないとの事ですが、経済的弱者の方ですと有料老人ホームの入所はかなりハードルが高いと考えますが、その点はどのような見解でしょうか？</p>	<p>市内では、これまで、介護老人福祉施設等の施設サービスのほか、認知症グループホーム等の地域密着型サービスの基盤整備を計画的に進めており、また本計画中には、新たに介護医療院を整備するなど、被保険者の経済的な事情や、要介護度に対応した各種サービスの充実を図っています。</p> <p>現状において、介護老人福祉施設の入所申込者は、他の施設サービスや在宅サービスの利用により、生活の維持が図られていることや、多様な介護ニーズの受け皿となる有料老人ホーム等の増加が今後も見込めること、介護老人福祉施設は市外施設の利用も可能であることなどから、本計画中には、介護老人福祉施設の整備は行わない考えですが、被保険者の多様なニーズに対応する地域密着型サービスの基盤整備を重点的に行っていく考えです。</p>	P88

意見 番号	項目	小項目	項目 番号	意見内容	市の考え方	該当頁
6	第7章 介護サービス基盤の整備	3 介護人材の確保・定着に係る施策の推進	1	介護人材の確保・定着に係る施策の推進について 介護人材が不足する事が課題だと思いますが、県外からの移住の呼び込み等をご検討されていますでしょうか？	本市の定住施策としては、定住支援のための情報発信や各種相談支援を行い、本市への定住及びUターンを促進を図るとともに、移住者が就職した場合に支援金を支給する事業等により、定住促進を図ることとしています。 介護分野においては、ホームページIZUMO KAIGO LIVE!やSNSを活用して、介護の魅力を情報発信しています。介護業界全体のイメージアップを図るなどして、介護職場への就業促進に繋がるよう取り組んでいます。	P94
7	第7章 介護サービス基盤の整備	5 出雲市独自のサービス	1	グループホームでの短期入所について 部屋代や食事代の助成が適用されない為、経済的に厳しい方が利用できない場合があります。次回の改正で緊急時の宿泊ニーズの対応の充実が検討されている事もあり、助成の検討をしていただければと思います。	認知症グループホームにおける短期利用共同生活介護は、事業所の定員の範囲内で空いている居室等を利用して行われるほか、緊急時の宿泊ニーズに対応するため、事業所ごとに1人まで利用定員を超えて利用できるサービスです。 市内においても本サービスを行っている認知症グループホームはありますが、利用される場合は、介護老人福祉施設で行われる短期入所生活介護と同様に、利用料のほか部屋代及び食費の負担が必要となります。 本市では、他の居宅サービスと同様に扱うこととしており、認知症グループホームの短期利用者のみ部屋代等を助成する考えはありません。	P104
8	第7章 介護サービス基盤の整備	5 出雲市独自のサービス	2	小規模多機能型居宅介護事業所について 部屋代や食事代の助成がない為、小規模多機能へ移行するに躊躇してしまうことがあります。	(看護)小規模多機能型居宅介護サービスを利用されている方で、長期間、宿泊サービスを利用される場合は、部屋代や食事代の負担が相当大きいものとなります。 しかしながら、現行の介護保険制度においては、(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の部屋代等への助成制度がないことから、市の独自サービスとして市単独で財源を確保して実施することは、困難であると考えます。	P104